

HP ヒューマン・プライム通信

社会保険労務士法人ヒューマン・プライム
 株式会社ヒューマン・プライム
 東京都中央区日本橋人形町1-18-9
 ATビル5F 〒103-0013
 TEL.03-5695-7700 FAX.03-5623-2052
 MAIL. info@humanprime.co.jp

人事や労務の相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

子の看護休暇・介護休暇の 時間単位付与制度によって 半日単位の運用はどう変わるのか

半日単位の運用どう変わる

法改正で文言削除 看護・介護休暇付与で

問 子の看護休暇・親族の介護休暇の時間単位付与について、質問があります。育児則の規定上は、「半日単位の休暇」という文言は消えたようですが、当社は、現行(改正前)規定に基づき、労使協定を結ぶのでしょうか。【栃木・I社】

分単位認めて不利益なく

答 看護休暇を例に、条文を確認しましょう。法律の原則として、一日未満の単位でも取得可能とされています(育児法16条の2第2項)。

現行(改正前)の規定では、この一日未満の単位について「半日」と規定されています。しかし、令和3年1月1日から、則が改正され「時間(始業の時刻から連続した最終の時刻まで連続するもの)」となります。この規定上は「半日」という文言が削除します。

一方、改正後の指針では「労使協定により一日未満の単位でも取得可能とする」となっています(前掲Q&A)。

未滿の休暇取得が可能な労働者にも、半日単位での取得を認める等の弾力的な配慮が考えられます(時間単位取得に関する厚労省Q&A)。

それに対して、新たに時間単位取得が可能となる労働者については、基本的に半日単位取得を認める必要性は薄いと見えます。ですから、半日単位を継続する場合も、午前3時間の2回で1日分として扱うような運用が適切でない」と注意を促しています(前掲Q&A)。

とくに時間未滿の端数

令和2年12月14日
労働新聞



これまで1日単位、半日単位でしか取得できなかった子の看護休暇・介護休暇が、令和3年1月1日より施行される育児・介護休業法施行規則等の改正によって、就業規則を改定した上で、時間単位での取得が可能となります。今回のヒューマン・プライム通信では、先の労働新聞の記事を元に、制度の解説を致します。

具体的事例

現在「半日単位」として、下記のように定めている会社が、「時間単位」で運用するには、どうすればよいでしょうか？

- ・午前半日：9時～12時
- ・午後半日：13時～18時
- ・休憩：12時～13時



解説

原則の運用として、「時間単位」になると、9時～12時、13時～18時までの1時間単位で取得でき、8時間を1日分として運用します。中抜けを認めた場合は始業時刻と終了時刻の間でも取得できます。今まで、午前の3時間を半日としていたもので、午前の3時間を2回で1日分とすることは適切ではありません。

ただし、工場の流れ作業のように半日単位であれば運用は可能であるが、時間単位になると対応が難しく、1日単位の取得申請しかできなくなる業務もあり得ます。このような場合においては、厚生労働省より、従来通り半日単位で取得できるようにするなどの配慮が求められています。

また、上記事例のように午前・午後が時間で区切られている会社ではなく、午前・午後が時間未滿の端数で分割せざるを得ない会社に対しては、15分単位や20分単位のように分単位の取得も可能にして午前・午後の取得により不利益にならないように運用することが求められます。



子の看護休暇・介護休暇の時間単位での取得制度は、まもなく施行されます。法改正に伴い、就業規則等の改定が必要になります。お早めにご準備ください。また、2020年1月28日付HP通信277号で概要を、2020年10月13日付HP通信294号で取得に関する代表的な取扱事例を解説していますので、ぜひご参照下さい。

ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

この通信がご不要な方は、お手数ですが弊社までご連絡ください。